

写

奈市議第342号  
平成25年4月24日

奈良市議会議長  
土田敏朗様

議会制度検討特別委員長  
天野秀治

### 議会制度検討特別委員会中間報告書

本委員会で調査する事項について、下記のとおり、奈良市議会議規則第45条第2項の規定により中間報告します。

記

#### 1 調査事項 議会制度全般について

#### 2 調査の状況

| 開催日        | 調査内容  |
|------------|---|
| 平成25年4月5日  | <ul style="list-style-type: none"><li>①予算決算委員会及び会期中の常任委員会実施に関する評価・検討について</li><li>②議会による政策評価及び事業評価</li><li>③『奈良市議會議員の政治倫理に関する条例施行規程』の見直しについて</li><li>④「議会基本条例」について</li><li>⑤幹事長会の申し合わせ事項の改善について</li><li>⑥議会運営委員会の申し合わせ事項の改善について</li><li>⑦その他</li></ul> |
| 平成25年4月24日 | <ul style="list-style-type: none"><li>①予算決算委員会及び会期中の常任委員会実施に関する評価・検討について</li><li>②議会による政策評価及び事業評価</li><li>③『奈良市議會議員の政治倫理に関する条例施行規程』の見直しについて</li><li>④「議会基本条例」について</li><li>⑤幹事長会の申し合わせ事項の改善について</li><li>⑥議会運営委員会の申し合わせ事項の改善について</li><li>⑦その他</li></ul> |

### 3 調査の結果（委員会における決定事項）

| 調査事項                              | 調査結果   |
|-----------------------------------|--|
| 予算決算委員会及び会期中の常任委員会実施に関する評価・検討について | <ul style="list-style-type: none"> <li>・資料要求について <ul style="list-style-type: none"> <li>○「全課共通様式」かどうかは、要求対象に応じ、総合政策課に判断を委任すべき。</li> <li>○全く同じ資料を別々の委員会・分科会にて資料要求があつた場合の取り扱いについては、事前調整期間でそれぞれの要求委員と調整を行い、委員の了承を得て一つの資料として提出願うべき。</li> </ul> </li> <li>・提出議案書について <ul style="list-style-type: none"> <li>条例改正文案における表記では、市民によりわかりやすくするため、改正理由及び新旧対照表を議案書に明記すべき。</li> </ul> </li> <li>・定例会開会中における幼稚園卒園式に対する配慮については、議会運営委員会で都度協議すべき。</li> </ul> <p>引き続き調査を継続する。</p>   |
| 「奈良市議会議員の政治倫理に関する条例」の見直しについて      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・奈良市議会議員の政治倫理条例施行規程の全部改正を行るべき。</li> </ul> <p>引き続き調査を継続する。</p>   |
| '議会基本条例'について                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・一問一答選択制について、次的方式で6月定例会で試行実施すべき。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○一問一答制は、代表質問・個人質問のいずれも、従来の一括質問一括答弁方式との選択制で実施し、質問通告の段階で通告書にあらかじめ明記する。</li> <li>○一問一答制をとる場合の1問目の質問は、登壇して行う。2問目以降は自席で行う。<br/>理事者の答弁は、市長に限り1問目は登壇して行い、2問目以降は自席で行う。<br/>その他の理事者は、1問目から自席で行う。</li> <li>○質問時間は、代表質問・個人質問とも、従来どおりの持ち時間で実施する。</li> </ul> </li> <li>・反問権について、次的方式で6月定例会で試行実施すべき。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○反問は、質問時間には含めない。<br/>本会議では、議場での残時間表示の時計はとめる。<br/>委員会では、発言した委員に、副委員長から反間に要した時間のメモを入れる。</li> <li>○反問権を行使する場合は、理事者が、挙手の上、発言の申し出を行い、議長または委員長が許可する方法をとる。</li> <li>○発言場所は、本会議では自席で、委員会ではそれぞれの発言席で行うこととし、反問権に対する議員の答弁は、本会議・委員会とも自席で行うこととする。</li> <li>○反問権は、市長等が議員の質問の趣旨または根拠を確認する場合や議員の考え方を確認する場合、これを行ふことができ、内容を逸脱した場合は、議長または委員長が会議の運営上、制止することができる。</li> </ul> </li> <li>・議会報告会について <ul style="list-style-type: none"> <li>○奈良市議会広報広聴委員会に関する規程を制定し、議会報告会の所掌事務を、広報広聴委員会が担当すべき。</li> </ul> </li> <li>・文書質問について <ul style="list-style-type: none"> <li>○回数や方式などを議会運営委員会で協議すべき。</li> </ul> </li> </ul> <p>引き続き調査を継続する。</p> |